

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

令和5年度住民税非課税世帯等に対して、給付金を給付します。

問電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金窓口（社会福祉課内）☎934-5543

■給付対象となる世帯

令和5年6月1日（基準日）時点で八潮市に住民登録があり、次の①または②にあてはまる世帯主

- ① 世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯
※世帯全員が課税者から扶養されている世帯などを除く。
- ② ①以外の世帯のうち、令和5年10月10日までに新規に生活保護を申請し、かつ、受給が決定した世帯（新規生活保護受給世帯）
※令和5年1月2日以降に生活保護を申請・受給し、基準日以前に廃止された世帯を除く。

■給付額

1世帯当たり3万円（1世帯1回限り。①②の重複受給はできません）

■申請手続き

- ①に該当する方には、順次確認書が届きますので、記入のうえ、11月10日（必着）までに市に返送してください。
なお、給付の対象と思われる方で、通知が9月末までに届かない方は重点支援給付金窓口にご連絡ください。
- ②に該当する世帯は、社会福祉課職員が窓口などで手続きの案内を行います。
※一部の住民税非課税世帯（短期間での転居により課税情報が不明な方など）は、市への申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■受付窓口

月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
9月29日までは、市役所第4会議室へ
10月2日から11月10日までは、社会福祉課窓口へ

ひとり親家庭支援制度

児童扶養手当などの支援事業についてお知らせします。

問①②③=子育て支援課☎996-2694、④=東部中央福祉事務所☎048-737-2359

①児童扶養手当

対18歳まで（一定の障がいのある場合は20歳未満）の子どもを育てているひとり親家庭など（所得制限あり）

※公的年金を受給している方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

手当額の変更

4月分から手当額が変更されました。

▼全部支給額：44,140円

▼一部支給額：44,130円～10,410円

上記の金額は、対象児童が1人の場合です。2人目以降の加算額など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※児童扶養手当を受けている方は、8月中に現況届の提出が必要となります。

②ひとり親家庭等医療費助成

対18歳まで（一定の障がいのある場合は20歳未満）の子どもを育てているひとり親家庭など（所得制限あり）



③ひとり親家庭自立支援事業

対児童扶養手当の受給者または同等の所得のひとり親家庭

●教育訓練給付金

対医療事務、簿記など、就業に必要な資格を取得するために、受講費用の6割相当額（上限20万円）を助成。

※受講決定前に申請が必要です。

●高等職業訓練促進給付金

対専門的な資格（看護師、保育士など）を取得するため、養成機関で一年以上修業する場合に、課税世帯は月額70,500円、非課税世帯は月額10万円を助成（上限4年のうち最後の1年は4万円増額）。

※申請前に相談が必要です。

※支給期間、月額は申請した年度により異なる場合があります。

④母子及び父子並びに寡婦福祉資金

対ひとり親家庭のお母さん・お父さんと寡婦の方

対お子さんの学費等各種資金の貸し付け。

支援を受けるには一定の条件や審査があります。詳しくは、お問い合わせください。

障がいのある方への経済的支援制度

障がいのある方を対象に障がい者手帳の等級などにより、各種経済的支援を行っています。

なお、支援を受けるためには申請が必要です。

問障がい福祉課☎852

①在宅重度心身障がい者手当

対身体障害者手帳1、2級、療育手帳(A)、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、②③の手当を受けていない方

※施設に入所中の方などを除く。

※対象者が住民税課税の場合は支給を停止します。

対年2回月額5,000円を支給（障がい者手帳の新規取得または等級変更時の年齢が65歳以上の方は、月額2,500円を支給）

②特別障がい者手当

対20歳以上の日常生活で常時特別の介護を要する身体または精神の重度の障がいがある方や、重度の要介護認定を受けている方など、国が定める障がいの程度に該当する方

※施設に入所中の方および継続して3カ月を超えて病院などに入院中の方を除く。

対年4回月額27,980円を支給（所得制限あり）

③障がい児福祉手当

対20歳未満で、日常生活で特に制限のある方（身体障害者手帳1級および2級の一部、療育手帳(A)、常時介護を要する精神障がい者など）

※施設に入所中の方および障がいを支給事由とする年金を受給している方を除く。

対年4回月額15,220円を支給（所得制限あり）

④特別児童扶養手当

対身体または精神に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方

※子どもが児童福祉施設などに入所中の方を除く。

対1級＝月額53,700円、2級＝月額35,760円（所得制限あり）

※②～④を受給している方は、所得状況届・現況届の提出が必要です。対象者には、案内を送付していますので、記載事項をご確認のうえ、9月11日までにご提出ください。